

虐待防止対応指針

児童支援事業所 すまいりー

令和7年 4月制定

目 次

1. 障害児虐待とは
2. 職員による虐待について
 - 2-1. 虐待の判断にあたってのポイント
 - 2-2. 利用者・保護者への説明
 - 2-3. 事業所職員が留意すべき事項
 - 2-4. 職員による虐待の未然防止
 - 2-5. 職員による虐待の発見・通報
3. 家庭内での虐待について
 - 3-1. 児童虐待における事業所の役割
 - 3-2. 虐待の予防・早期発見
 - 3-3. 子どもへの対応
 - 3-4. 保護者への対応
 - 3-5. 早期発見のポイント
 - 3-6. 家庭内での虐待が疑われたら
4. 関係機関との連携
5. 関係機関連絡先一覧
6. 利用者等に対するマニュアルの閲覧
 - ・虐待発見時フローチャート
 - ・虐待予防チェックシート
 - ・虐待防止チェックリスト
 - ・参考資料

1. 障害児虐待とは

(1) 目的

児童虐待防止法及び障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、株式会社寿サービスが運営する、「児童支援事業所すまいりー」において、虐待を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利利益の擁護のためのマニュアルを制定する。

(2) 定義

児童虐待とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に観護するもの)いう。以下同じ)がその看護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ)について行う次に掲げる行為をいう。

また、障害者虐待防止法においては、「養護者」「使用者」「障害者福祉施設従事者等」による虐待を「障害者虐待」と定義している。

1. 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること(身体的虐待)
2. 児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること(性的虐待)
3. 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること(ネグレクト)
4. 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家族における配偶者に対する暴力(配偶者・婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと(心理的虐待)

■虐待具体例

ア. 身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・打撲傷、あざ(内出血)骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。 ・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける。 ・布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより拘束するなどの行為。 ・意図的に子どもを病気にさせる。
イ. 性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの性交、性的行為(教唆を含む) ・子どもの性器を触る、または子どもに性器を触らせるなどの性的行為(教唆を含む) ・子どもをポルノグラフィーの被写体にする
ウ. ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康・安全への配慮を怠っている (例えば) <ul style="list-style-type: none"> ① 重大な病気になっても病院に連れていかない ② 乳幼児を家に残したまま外出する <p>なお、親がパチンコに熱中したり買い物をしたりするなどの間、乳幼児等の低年齢の子どもを自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児等低年齢の子どもだけを家に残したために火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである。</p> ・子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。 ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など) ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など (例えば) <ul style="list-style-type: none"> ① 適切な食事を与えない ② 下着など長時間ひどく不潔なままにする ③ 極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど ・子どもを遺棄したり、置き去りにしたりする ・祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者がア、イまたは次のエに掲げる行為を行っているにも関わらず、それを放置する
エ. 心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばによる脅かし、脅迫など ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う ・子どもの自尊心を傷つけるような言動をする ・他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする ・配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言 ・子どもの兄弟に、ア～エを行う

2.職員による虐待について

2-1. 虐待の判断にあたってのポイント

虐待であるかの判断にあたっては、以下のポイントに留意する。この際、虐待であるかどうかの判断が難しい場合もあるが、虐待でないことを確認するまでは、虐待事案として対応することが必要である。

(1) 職員の虐待をしているという自覚は問わない

職員が虐待をしている自覚がないからといって、その行為が正当化され、責任を免れることはない。虐待かどうかはあくまでも利用者の視点、利用者自身が苦痛を感じているかどうかの観点から判断されるものである。

(2) 利用者本人の自覚は問わない

自分が何をされているのか、虐待なのかわからない利用者もいる、また、コミュニケーションが苦手な利用者もいるため、利用者本人の「自覚」や「訴え」がないからといって職員の行為が正当化され、責任を免れることはない。

(3) 親や家族の意向が利用者本人のニーズと異なる場合がある

事業所内で虐待が発生した場合、利用者家族への事実確認で、「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり、虐待の事実を否定したりする場合がある。これは、「障害児を預かってもらっている」という家族の気持ちや、「他に行き場がない」という状況がそのような態度をとらせているとも考えられる。家族からの訴えがない場合でも、虐待の客観的事実を確認して、利用者本人の支援を中心と考える必要がある。

2-2.利用者・保護者への説明

虐待の定義・種類、被害を受けた際の対応等について、利用者個々の理解力や障害特性などに応じて、利用者の立場でわかりやすく説明し、継続的に理解が深まるように努めることが重要である。

・一人で我慢しているだけでは問題は解決しないため、虐待に関わる訴え等の行動をためらわないこと。

・虐待に該当すると思う場合には、該当職員に対して毅然とした態度を取り、明確な意思表示をすることが重要であること。

・身近に相談できる職員がない場合など、困ったときには、児童相談所や虐待ホットラインなど、関係機関に相談できること。

2-3. 事業所職員が留意すべき事項

(1) 職員一人ひとりの意識の重要性

- ・障害の程度等に関らず、常に利用者的人格や権利を尊重すること。
- ・職員は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心がけること。
- ・虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差があることを、絶えず認識すること。

(2) 基本的な心構え

- ・利用者との人間関係ができていると、独りよがりで思い込まないこと。
- ・利用者が職員の言動に対して虐待であるとの意思表示を示した場合、その言動を繰り返さないこと。
- ・利用者本人は心理的苦痛を感じていても、障害の特性や程度により、それを訴えたり拒否したりできない場合もあることを認識すること。
- ・職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- ・職場内の虐待に係る問題や圧巣冬を個人的な問題として処理せず、組織として良好な施設環境を確保するための契機とする意識を持つこと。
- ・被害を受けている利用者について見聞きした場合、懇切丁寧に相談医応すること。
- ・心理的苦痛を感じる言動が職員にある場合、第三者として良好な環境づくりのため、「虐待防止委員会」に報告するなどの措置を講ずること。

(3) 障害児施設内で虐待が起こりやすい背景

① 施設等の構造

- ・施設が密室の構造となっている場合が多い。
- ・外部の目が届きにくい。

② 職員

- ・「指導、しつけの一環」という意識のもとで、人権意識が欠如している。
- ・問題行動のある利用者に対する専門的な知識及び支援技術が欠如している。
- ・利用者に対し、陰性感情を持っている。
- ・利用者と生理的に合わない。
- ・職員の個人的性格、ストレスが関係している。
- ・職員が他の職員の虐待を内緒にし、仲間としてかばう傾向がある。
- ・職員が上司に通告しても改善されない

③ 利用者

- ・虐待を受けた利用者が伝えられない場合が多い。
- ・虐待を受けた利用者が伝えても、理解されない場合が多い

④ 保護者

- ・保護者が「契約を解除されてしまう」という負い目を持ち、虐待する側を守る行動をとる

2-4.職員による虐待の未然防止

(1) 「虐待防止責任者」の設置

管理者等を責任者として設置することが義務づけられており、管理者等が責任を持って虐待の未然防止に取り組む。

(2) 必要な体制の整備

「利用者の人権擁護、虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置、職員に対する研修その他必要な措置を講ずること」としている。特に、職員の資質向上を図る上では、事業所内研修や外部研修などに計画的に参加することが効果的であり、積極的な取り組みを実施する。

(3) ヒヤリハット事例の活用

利用者等に被害を及ぼすことはないが、職員が支援を行う過程において不適切だと思われる発言や行動の情報を共有し、利用者の権利を侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートすることを認識する。

(4) チェックリストの活用

自らの行動党をチェックすることで、利用者に対する支援の適否、自らのストレス状況等について振り返る。

※職員セルフチェックリスト、虐待早期発見チェックリスト参照

2-5.職員による虐待の発見・通報

・職員は、「職員による利用者虐待」及び「利用者による他利用者への虐待」を発見した場合、まずは虐待を受けている利用者の安全確保を優先する。職員一人で対応が困難な場合、周囲の職員にも助けを求めること。

- ・虐待行為の状況、利用者の様子を確認すること。
- ・虐待を発見した場合、直ちに虐待防止受付担当者へ通報すること。
- ・管理者は、通報の内容等を記録するとともに情報を分析し、可能性がある場合は速やかに通報等の記録とともに青森市障害福祉課に連絡をして指示を仰ぐ。

3.家庭内での虐待について

3-1.児童虐待における事業所の役割

放課後等デイサービス等の児童福祉施設は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。また、正当な理由なく、職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。さらに、児童及び保護者に対して、児童虐待防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

3-2.虐待の予防、早期発見

(1) 虐待の発生予防

- ①療育を通して保護者の育児負担を軽減する。
- ②職員や保護者同士の交流を通じて育児不安を和らげる。
- ③療育の専門家として、子育ての悩みについて助言・援助を行う。

(2) 虐待の早期発見

- ①子どもの様子・家庭の様子の観察を怠らず、虐待の兆しを見逃さない。
- ②虐待予防チェックシートを活用する。
- ③虐待の可能性が疑われたら速やかに管理者に報告する。
- ④各職員で役割を分担し、チームで対応する。
- ⑤信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する。

3-3. 子どもへの対応

- ①子どもの味方であることを伝え、安心感をもたせる。
- ②声かけを多くするなど触れ合う機会を増やし、充分な受け止めをし子どもが愛されているという実感を持てるように関わる。ただし子どもの親代わりになるのではなく、療育の専門家として特有の関係に巻き込まれないようにすること。
- ③自己達成感を通じて自信が持てるような機会をつくる。
- ④子どもの安全を最優先し、見守りの中でいつもと異なる変化が見られたら、速やかに関係機関に連絡をする。

3-4. 保護者への対応

- ①できるだけ関わりの機会を多くする。
- ②追及や非難、追い詰めたりしない。
- ③不安、怒り、つらさ、悲しみを受け止め気持ちに寄り添う(受容・共感)
- ④子育ての不安や悩みには、共に考える姿勢を示し、気づきを援助する。

3-5. 早期発見のポイント

次のような様子が複数見られたら虐待の可能性を疑ってみる必要がある。子どもや親の様子・変化を注意深く見守ること。その際には具体的な情報を時系列に記録する。

■子どもの様子

身体面	<ul style="list-style-type: none">・不自然な傷(あざ・目の周りの傷・やけど)がよく見られる・治療していない傷がある・身長や体重の発達が著しくよくない・言葉や精神発達の遅れがある・身体が非常に汚れている(爪の伸び・耳垢・虫歯の多さ等)・髪の毛やまつげ、眉毛を抜いてしまう
表情	<ul style="list-style-type: none">・語りかけに対して表情や反応が乏しい、笑わない、視線が合わない・人の顔色をうかがい、おどおどしたりビクビクしたりする様子が見られる。・おびえた泣き方をする・保護者と離れると安心した表情になる
行動	<ul style="list-style-type: none">・給食をむさぼるように食べたり、人に隠して食べたりする・嘘をつくことが多い・ささいなことに反応し、感情の起伏が激しく、パニックを起こしやすい・衣服を脱ぐときに異常な不安を見せる・落ち着きがなく警戒心が強い・遊びが長続きしない・年齢不相応な性的言動がみられる
他者との関わり	<ul style="list-style-type: none">・保護者が迎えに来ても喜ばず、帰りたがらないことが多い・保護者の前では従順になる・職員を試したり、独占したがる。異常に甘える・職員や子どもとうまく関われない・職員や子どもに対して乱暴、威圧的、攻撃的である・職員や子どもとの身体接触を異常に怖がる
生活の様子	<ul style="list-style-type: none">・衣服がいつも不潔である・基本的な生活習慣が身についていない・予防接種や健康診断を受けていない・理由なく長期間欠席している

■保護者の様子

子どもとの関わり	<ul style="list-style-type: none">・態度や言葉が否定的である (誰かに預けたい、期待はずれな子、ほしくなかった子)・叩いたり、怒鳴ったり、必要以上に厳しいしつけをしている・乱暴に扱ったり、放置している・子どもに対して冷淡、または無関心である (泣いてもあやさない、抱かない、無視する)・子どもに能力以上のことを要求する・兄弟姉妹に対して差別的である・月齢や発達にふさわしい食事を与えない、料理をしない・子どもの怪我・やけどに対する説明や欠席の説明が不自然である
他者との関わり	<ul style="list-style-type: none">・職員や他の保護者に対して消極的・否定的な態度をとったり、強く出たりする・職員や他の保護者との関係がもてない・職員との会話を避ける、または必要以上によくしゃべる・説明の内容が曖昧でコロコロ変わる・子どもに関する他者の意見に被害的・攻撃的になる
生活の様子	<ul style="list-style-type: none">・地域の交流がなく孤立している・不衛生な生活環境である・夫婦間の暴力が認められている・経済的に不安定である・生活のリズムが乱れている
保護者自身のこと	<ul style="list-style-type: none">・表情が硬い・ひどく疲れている・精神状態が不安定である・被害観が強い。偏った思い込み、衝動的、未成熟等・連絡が取りづらい・被虐待歴がある

3-6. 家庭内での虐待が疑われたら

- (1) 子どもを療育する中で、「いつもと違う」「どうしてあんなところに傷が」「十分に世話をしてもらっていないのでは」等、虐待が疑われたら速やかに管理者に伝え、虐待予防チェックシートを記入する。
- (2) 家庭環境や保護者の心理状態、児童の様子を把握し、必要に応じ児童相談所へ連絡する。
- (3) 職員は子どもの日常生活の見守りと安全の確保を第一に考え、関係機関と連携をとりながら継続的に援助していく(事業所全体で情報を共有する)
- (4) 職員は保護者と子どものプライバシー保護については高い意識を身につけ充分に配慮する

<プライバシーについて>

※通告は守秘義務に優先する。

通告によって、児童福祉施設職員が刑法上の守秘義務違反に問われることはありません。

(児童虐待防止法第6条第3項)

※虐待の通告は本人の同意を得ずに行うことが可能です。個人情報保護法第23条第1項第1号)

※現行法上では、「虐待の事実がないことを知りながらあえて通告した場合や、それに準ずる場合を除き、法的責任を問われることはない」と解釈されています。

4. 関係機関との連携

虐待を生みだす家族は複合的問題を抱えていることが多く、子どもを虐待から守り、家族修復までの長い相談援助活動をすすめるためには、様々な関係機関との連携・ネットワークづくりが欠かせない。連携の際には、記録が重要となるので所内で起こったこと等を具体的に記録しておく。

関係機関との連携の流れ

- ① まずは電話連絡し、対応を協議する。緊急時の連絡先を把握しておく。
- ② 情報を提供し、緊急性の判断を待つ

【緊急性あり(要保護)】

通告を受けた機関は、情報収集や家庭調査を迅速に行い、子どもの安全確認、事実確認、緊急性の判断を行う。そこで緊急性が高いと判断されれば、「立入調査」「一時保護」により子どもを安全に確保する。

【緊急性なし】

緊急性がそれほど高くなく、住宅での援助が必要と判断した場合は、地域の機関が連携して、それぞれの役割を担いながら虐待が起きないように家族を支援する。住宅処遇のケースは 全体のほぼ7~8割を占めており、保護した場合でも家庭に復帰した段階で、再び在宅処遇 の対象になることから、虐待援助の主力は地域での支援ということになる。

※その過程で子どもに危険が生じた場合は、速やかに保護する。

療育施設で「見守り・支援」を依頼された場合の留意点

- (1) キーパーソンとなる専門家が誰かを知る
- (2) 支援に関わっているチームメンバーとそれぞれが担っている役割を理解する
- (3) キーパーソンとなる専門家と充分な連携をとり、どこにポイントをおいて見守りどのような支援が必要かを具体的に理解する
- (4) 療育施設に期待されている役割を知る。また療育施設の見守りの限界について具体的に職員間で共有を行う
- (5) キーパーソンとなる専門家への報告のタイミングを打ち合わせる
(定期的な報告の方法・緊急と判断される場合の判断とその報告)
- (6) 定期的な報告や連絡

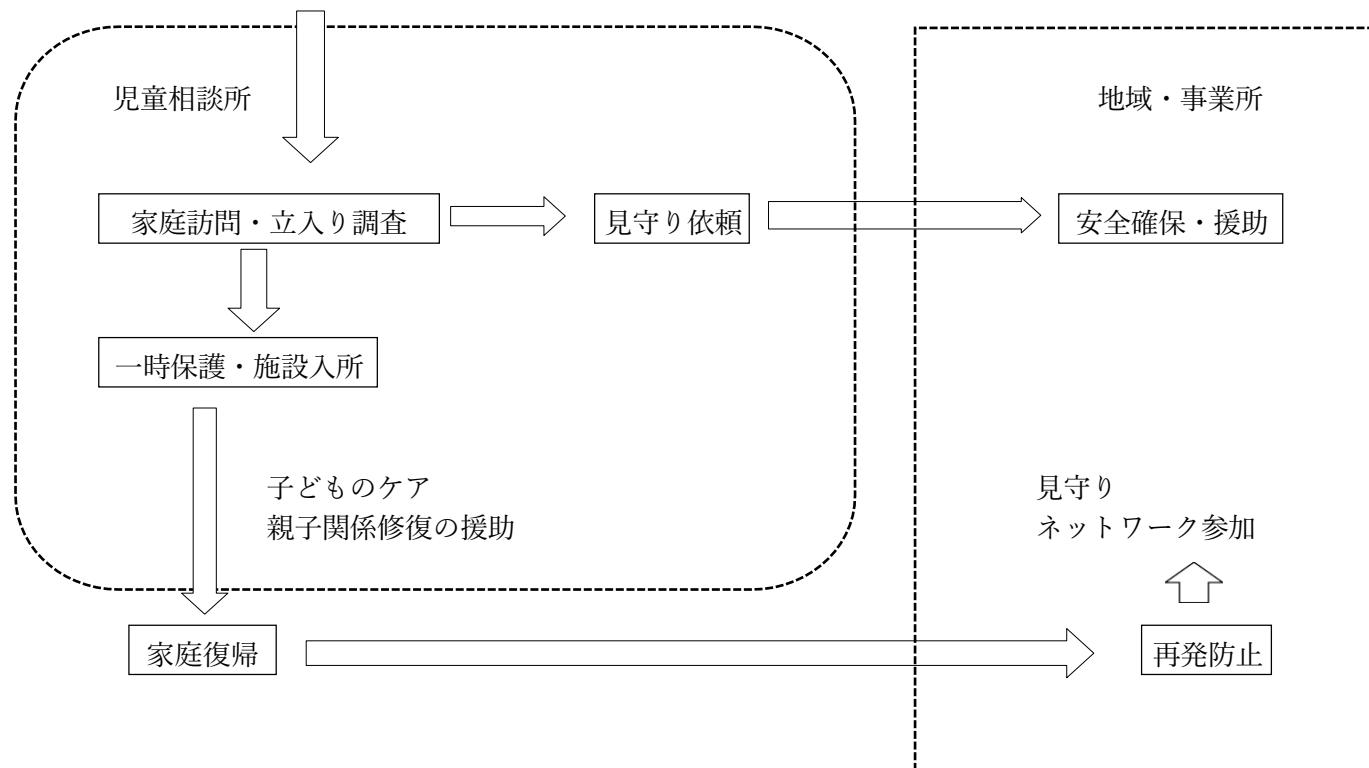
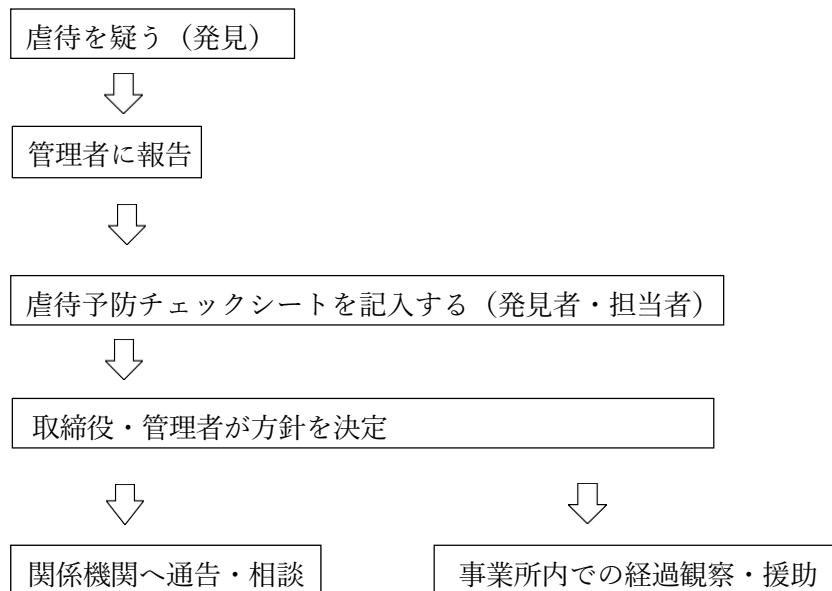
5. 関係機関連絡先一覧

機関名	電話番号
あおもり親子はぐくみプラザ	017-718-2975
子ども虐待ホットライン (青森県中央児童相談所)	0120-71-6552
青森県中央児童相談所	017-781-9744
児童相談所全国共通ダイヤル	189(いちはやく) ※通話料無料

6. 利用者等に対するマニュアルの閲覧

このマニュアルは、利用者・家族等に虐待発生防止への理解と協力を得るため、事業所内及びホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努める。

【虐待発見時フローチャート】



虐待予防チェックシート

記録日： 年 月 日

記録者：

対象者氏名:

生年月日 年 月 日

		チェック項目	状況
登所時の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 怪我(あざ、傷、こぶ、その他_____) <input type="checkbox"/> 表情(ぐずる、元気がない、暗い等) <input type="checkbox"/> 衛生面(体の汚れ、異臭、同じ服、服の汚れ) <input type="checkbox"/> 保護者を怖がっている様子	
	保護者	<input type="checkbox"/> 子どもと外傷等の状況と説明が不一致 <input type="checkbox"/> 態度　登所時(疲れている、その他_____) 分離時(子どもと目を合わせない) <input type="checkbox"/> 頻繁に遅刻する(事前連絡の有無等) <input type="checkbox"/> 忘れ物が多い	
遊びと生活の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 食事(がつがつ食べる、飲み込み、その他_____) <input type="checkbox"/> 表情(ぼーっとしている、無表情等) <input type="checkbox"/> おむつ交換、衣服の着脱時に問題行動 <input type="checkbox"/> 友人関係(攻撃的、言葉づかい等) <input type="checkbox"/> 遊びの中での様子(人や物への独占欲、その他_____) <input type="checkbox"/> 体調不良 <input type="checkbox"/> 徘徊する <input type="checkbox"/> 午睡時(性器の露出等)	
送迎時の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 保護者を見る表情、会話に違和感 <input type="checkbox"/> 保護者と再会した時の態度の変化	
	保護者	<input type="checkbox"/> 拒否的な態度が見られる <input type="checkbox"/> 保育者を避ける <input type="checkbox"/> 子どもを叱る、罵る	
その他	その他の情報	<input type="checkbox"/> 家族の様子(母親・父親・祖父・祖母・夫婦間・その他に不和、対立がある) <input type="checkbox"/> 経済状況(著しく不安定) <input type="checkbox"/> 就労状況(常勤・パート、その他) <input type="checkbox"/> 住まいの様子(不自然な転勤等) <input type="checkbox"/> いつもと違う様子(身だしなみの乱れなど)	
備考	対応		

児発管
管理者

【参考資料】

虐待していても本人にはその自覚のない場合や、虐待されても自らSOSを訴えないことがよくあるため、小さな兆候を見逃さないことが重要。以下の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断でき、類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要がある。

<身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮等に傷がある
- お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつき等、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等がみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害(過食、拒食)がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄・放置のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える